

## 民事訴訟の相手方(被告)となった方へ

Q 裁判所から自分を被告とする「訴状」という書面が届きました。訴状に書いてあることは間違いだらけなので、自分の言い分を書面にして提出したいのですが……。訴状と一緒に送られてきた書面には「答弁書」を提出するように書かれていましたが、「答弁書」にはどのようなことを書いたらよいのでしょうか。

A 「答弁書」とは、被告が訴状に対する自分の言い分を書いて裁判所に提出する最初の書面のことです。訴状に書かれている内容のどこが間違っていて、どこが正しいのかをはっきりと書いて、さらにその他にあなたの言い分がある場合にはそれも書いてください。

以後、答弁書に書いたこと以外にあなたの言い分をさらに書面で提出したい場合には、答弁書と同じ形式で「準備書面」という表題で書面を提出してください。

Q 答弁書の様式は決まっているのでしょうか。

A 大分地方裁判所では答弁書の用紙を訴状と一緒に送っていますので、同封されていた答弁書の用紙を使ってもかまいませんし、又は自分で書面を作成してもかまいません。自分で作成するときには、A4版の用紙を縦長に使い、左端に3センチメートルほど余白をあげ、横書きで片面にだけ書いてください。また、手書き、パソコンのいずれで作成してもかまいません。そして、作成年月日、連絡先（電話番号等）を記載し、署名（又は記名）・押印をしてください。記載内容は答弁書書式例を参考にしてください。

Q 答弁書はどのような方法で裁判所に提出したらよいのでしょうか。

A 答弁書は、あなたの控えの他に同じものを2部（裁判所用と原告用）作成して裁判所に提出してください。提出方法は、持参、郵送、ファックスのいずれでもかまいません。郵送の場合は、呼出状に書いている担当書記官宛に送ってください。また、原告に答弁書を送るための郵便切手が必要な場合もありますので、訴状と一緒に送られてきた書面に郵便切手を添付するように書かれている場合には、郵便切手を答弁書に添付して提出してください。

Q 訴状に書いてあることは嘘ばかりなので取り合わないでおこうと思います。答弁書も提出せずに裁判にも出席しないでおこうと思うのですが、何か問題があるのでしょうか。

A 答弁書を提出せずに、最初の口頭弁論期日（裁判の日）にも出席しないと、欠席のまま裁判が行われ、訴状等を書いてあることを認めたものとみなされて、**原告の請求をそのまま認める判決ができる可能性もあります**ので、訴状に書いてある内容について間違いがある、事実と異なると思った場合には、答弁書を提出し、第1回目の期日に出席してあなたの言い分を裁判所に伝える必要があります。

Q 訴状と一緒に送られてきた呼出状に書いてある第1回目の裁判の日は都合が悪くどうしても出席できそうにないのですがどうしたらよいのでしょうか。

A 期日の変更が認められる場合もありますので、早めに担当書記官に連絡してください。  
なお、あなたの言い分を書いた答弁書を事前に裁判所に提出していれば、最初の口頭弁論期日に限って、出席できなくても答弁書に書いたことをその期日で主張したという取扱いがなされる場合があります。

Q 原告には弁護士が代理人に付いているようなのですが、被告として訴えられたこちらとしても弁護士に依頼しなければいけないのでしょうか。

A 自分自身で書面を作成したり裁判所に来て手続を進めることもできますが、民事裁判では法律的な専門知識が必要となることもありますし、法律の専門家である弁護士に依頼した方がよい場合もあります。ですが、弁護士に依頼するかどうかは最終的にはあなたの意思で決めていただくことになります。

Q 原告と話し合いをしたいと考えているのですが、裁判所では話し合いはできないのでしょうか。

A 訴訟の途中でも、原告が話し合いに応じ、お互いが譲り合って双方が合意する内容の話がまとまれば、裁判所で和解という形でもめごとを解決することもできます。和解を希望される場合には、裁判所に申し出てください。

# 注 意 事 項

大分地方裁判所 民事部

## 「答弁書」について

- ① 原告の請求と主張（言い分）は、同封の訴状（又は先に送達された支払督促）に記載されているとおりです。この請求に応じられない場合には、期限までに答弁書を提出してください（請求を争わない場合には、答弁書の提出も、裁判所への出頭も不要です）。答弁書を提出せずに口頭弁論期日に欠席した場合、訴状（又は支払督促）に記載されている事実を認めたものとして、欠席のまま、原告の請求のとおり判決されることがあります。
- ② 答弁書は、同封の書式を利用するなどして、2通作成し、期限までに提出してください。書式を利用する際に、余白が足りない場合には、A4サイズ用の紙に記載して契印するか、ページ数を付してください。同封の書式を利用しない場合には、同じ大きさの紙を用い、書式の記載内容に沿って作成してください。なお、ペン又はボールペンで記入してください。
- ③ 答弁書には、あなたへの送達を希望する場所（送達場所）を必ず記載してください。送達場所はあなたにとって裁判所から郵送する書類を受領するのに都合がいい場所又はあなたに代わって書類を受け取ることができる人（同居人等）がいる場所を記載してください。
- ④ 答弁書を提出する場合は、相手方への送達費用として郵便切手1082円分を同封して納めてください。

## その他

- ① 弁護士に委任する場合は、1日も早く適当な弁護士に相談してください。なお、地方裁判所では、弁護士でなければ訴訟の代理人となることができません。適当な弁護士の心当たりがない方は、最寄りの弁護士会に相談してください。大分県弁護士会では、相談者の収入や相談の種類によっては、無料相談も可能です。詳細は大分県弁護士会までお問い合わせください（大分県弁護士会：TEL 097-536-1458）。  
また、弁護士の紹介や法的なトラブルの解決に役立つ情報の提供を行う公的な機関として日本司法支援センター（法テラス）があります。  
(法テラス大分：TEL 050-3383-5520)
- ② 弁護士に委任しない場合は、あなた自身が裁判所に来て訴訟を進めることとなります。病気その他やむを得ない事情で期日に出頭できない場合は、速やかに期日変更申請書を提出してください。その申請書には、期日に出頭できない理由を詳しく書いてください（単に商用・社用ということでは理由になりません）。また、出頭が不可能である旨の医師の診断書等の証明書を添付してください。
- ③ 裁判所に出頭する際は、第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状、「訴状（又は支払督促）」、「印鑑」及び「身分を証明することができるもの（運転免許証など）」を持参してください。

## 書類の送付先・問い合わせ先

書類の送付や問い合わせの際は、封筒及び同封の呼出状に記載されている担当の係までお願いします。その際、必ず事件番号とあなたの名前を明記してください。

### マイナンバーについてのお願い

裁判所に書類を提出する際には、マイナンバー自体を立証目的とする場合等特に必要がある場合を除き、住民票等はマイナンバーの記載のないものを取得し提出していただき、既にマイナンバーが記載されている書類はマイナンバー部分を判読できないように黒く塗りつぶすなどした上で提出されるようお願いいたします。マイナンバーが記載された状態で書類を提出されると、原則としてその書類の副本や写しが原告に送付されますし、第三者が閲覧することもあります。

マイナンバーの適正な管理のために、御理解と御協力をお願いいたします。

事件番号 平成 年 (ワ) 第 号

## 答 弁 書

平成 年 月 日

大分地方裁判所民事第 部 係

住 所 郵便番号 ( — )

電話番号 (自宅) ----- — -----

電話番号 (携帯) ----- — -----

ファクシミリ番号 ----- — -----

氏 名 ----- 印

(法人の場合は法人名及び代表者名を記載してください。)

### 《送達場所の届出について》【ア、イのいずれかを必ず○で囲んでください。】

ア. 上記住所を送達場所として届出をします。

イ. 今後の送達書類は下記の場所へ送達してください。

-----  
その場所とあなたとの関係【(ア)、(イ)のいずれかを○で囲んでください。】

(ア). 勤務先 (名称 )

(イ). その他 ( )

### 《送達受取人の届出について》【希望する場合のみ記載してください。】

氏 名 -----

被告は、原告 (ら) の請求に対し、次のとおり答弁します。

#### 1 訴状記載の『請求の趣旨』に対する答弁

- (1) 原告 (ら) の請求を棄却する。
  - (2) 訴訟費用は、原告 (ら) の負担とする。
- との判決を求めます。

2 訴状記載の『請求の原因』について

【ア、イのいずれかを○で囲んでください。】

イを選んだ方は、(ア)、(イ)を簡潔に記載してください。

具体的な主張又は和解希望は、「3 上記以外のあなたの言い分」、次頁「4 話し合いによる解決(和解)の希望について」に記載してください。

なお、記載しきれない場合は、別の紙に記載するなどして本書面に添付してください。

ア. 事実は、訴状記載のとおり、すべて間違いありません。

イ. 訴状記載の事実について、次のとおり主張します。

(ア) 次の事実は間違いありません。

(例：請求原因第○項の事実は認める。)

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

(イ) 次の箇所は事実と異なります、又は、知りません。

(例：請求原因第○項のうち、△△△の点は事実と異なります。)

(例：請求原因第○項のうち、□□□の点は知りません。)

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

3 上記以外のあなたの言い分

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

4 話し合いによる解決（和解）の希望について

(和解希望がある場合、次の□に☑(チェック)を付けて、各項目に記載する。)

□ 本件を話し合い（和解）で解決する希望がある。

□ 一括で \_\_\_\_\_ 円を支払う。

□ 毎月 \_\_\_\_\_ 円を支払う。

支払期間 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ~ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

□ ボーナス月の加算 \_\_\_\_\_ 円/回 (□夏, □冬)

□ その他 \_\_\_\_\_

-----  
-----  
-----  
-----

5 添付書類

(あなたの言い分を証明する書類があれば、書類名を記載の上、各書類のコピー2部を、裁判所に提出してください。)

ア \_\_\_\_\_

イ \_\_\_\_\_

ウ \_\_\_\_\_

6 以下は、裁判所からの、裁判の進行に関する質問です。

ア 本件訴訟を弁護士に依頼しますか。

□ する。(□「 \_\_\_\_\_ 」弁護士を予定)

□ しない。

イ 口頭弁論期日に出頭しますか。

□ する。

□ しない。

以上